

2019年度幼稚園教員資格認定試験  
施設の証明書（様式2）

※太枠内は受験者本人が記入してください。

受験者氏名	○ ○ ○ ○	生年月日	昭和 平成	○ ○ 年	○ ○ 月	○ ○ 日生
-------	---------	------	----------	-------	-------	--------

施設勤務証明書（様式1）の『(3) 施設の概要』に記載された施設

施設名	社会福祉法人 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ 保育園
所在地	○ ○ 県 ○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ - ○ - ○

※以下、許認可権者（証明者）が記入してください。

上記の施設は以下の施設種別に該当することを証明する。

(該当する施設種別の□にレ点を付してください。)

- 幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む） 学校教育法第22条（又は学校教育法第76条第2項）に規定された施設
- 幼保連携型認定こども園  
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定された施設
- 児童福祉施設 児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）第7条第1項に規定された施設
- 認定こども園である認可外保育施設  
児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち同法第39条第1項に規定する業務を目的とするものであって就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項又は第3項の認定を受けたもの及び同条第11項の規定による公示がされたもの
- 地域型保育事業として認可された小規模保育施設  
児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第27条に規定する小規模保育事業A型及び小規模保育事業B型に限る。）を実施する施設
- 地域型保育事業として認可された事業所内保育施設  
児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業を実施する施設（利用定員が6人以上の施設に限る）
- 公立の認可外保育施設  
国、都道府県又は市町村（特別区及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）を含む。）が設置する児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち同法第6条の3第10項若しくは第39条第1項に規定する業務を目的とするもの（へき地保育所（「安心こども基金管理運営要領」（平成21年3月5日20文科発第1279号・雇児発第0305005号の別紙）の別添6の11に規定するへき地保育所）を含む。）
- 幼稚園併設型認可外保育施設 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第49条の2第3号に規定する施設
- 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が交付された認可外保育施設  
「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日雇児発第177号）別添に示す「認可外保育施設指導監督基準」を満たし、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（平成17年1月21日雇児発第0121002号）に基づく証明書の交付を受けた施設。ただし次の施設を除く。①利用定員5人以下の施設 ②当該施設を利用する児童の半数以上が一時的（入所児童の保護者と日単位又は時間単位で不定期に契約し、保育サービスを提供するもの）による施設 ③当該施設を利用する児童の半数以上が22時から翌日7時までの全部又は一部の利用による施設

2019年 6 月 5 日

(証明者) 主管課長

(職名) ○ ○ 県保健福祉部 こどもみらい課長

氏 名 ○ ○ ○ ○

所 在 地 ○ ○ 県 ○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ - ○ - ○

電話番号 ○ ○ ○ ○ - ○ ○ - ○ ○ ○ ○

※施設長など(保育園長や理事長など)による証明は認めていません。

公

公印

(注1) 様式2の証明は、様式1で証明を受けた施設について、施設を所管する自治体の主管課長以上の職位者より証明を受けてください。所管自治体については、同封の「様式1及び様式2について」の3,4ページを御覧ください。

(注2) 勤務先施設が上記いずれかの施設種別である旨確認できる書類のコピーを提出することにより、様式2の提出を省略することができます。その際の注意事項は、同封の「様式1及び様式2について」の3ページを御覧ください。

(注3) 2か所以上の施設の証明を必要とする場合、本用紙をコピーして使用してください。